

令和7年度（2025年度）金沢大学法科大学院入学試験問題
【C日程入試】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、最一小判平成22年3月15日刑集64巻2号1頁（ラーメンフランチャイズ事件）を素材として、事案を新たに設定し直した問題である。本事案のリーディングケースである最大判昭和44年6月25日刑集23巻7号975頁（夕刊和歌山時事事件）の判断枠組みを踏まえた上で、名誉毀損的表現については真実相当性の法理等の免責要件に基づき、一定の場合に表現活動として免責される点について論じる必要がある。

本事案については刑法230条の2第2項の要件に該当することから、公共の利害および公益目的は推定されると想定されるが、その上で、上記判例の判旨に照らすと、真実性または誤信相当性といった要件をそれぞれ充足するかについて検討することが求められる。また、インターネット上の言論については、いわゆる「対抗言論の法理」が適用され、マスメディア等の報道機関の場合と比較して、発信者の誤信相当性に関する要件が緩和されるといった考え方についても論じることも可能であろう。

問題2

日本国憲法の最高法規性の観点から、憲法99条では「天皇又は摂政」および「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」に対し憲法尊重擁護義務の義務を定めている。その意義は、これらの地位にある人物は、国政に関与する立場にあり、公権力の行使によって国民の人権を侵害する懸念があることから、予防的に義務を負わせることで、違憲の国家行為が行われることを事前に防止することにある。他方で、一般の国民に対しては、むしろ国家の憲法遵守を監視する立場にあることから、当該義務は課されていない。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。